

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1782

商売くらし
に役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

持続化給付金及び家賃支援給付金延長

15日ようやく持続化と家賃支援の申請がわかってホッとしていたところ、政府は「**持続化給付金と家賃支援給付金の申請期限を2月15日まで延長**」と発表しました。

経済産業省のホームページには持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限が1月15日であるとの一部報道がありますが、1月末までにお申し出をいただければ、2月15日まで書類の提出を認めることとします。

緊急事態宣言の中で申請書類の準備が困難な方も**1月末までに簡単に理由を付してお申し出いただければ、2月15日まで申請いただけます**。申請者の方々の事情に応じて柔軟に対応させていただきますので、是非申請ください。

簡単な理由書を添付して申請しなければならなくなっています。

持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限の延長に伴う対応について（全商連）

中小企業庁次長の名で、国会議員宛に配られた文書には次のように記されています。

持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限を2月15日まで延長します

「**持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限が1月15日であるとの一部の報道がありますが、1月末までに、必要な書類の用意が難しいとお申し出いただければ、2月15日まで書類の提出を認めることとしております**。申請者の方々の事情に応じて柔軟に対応させていただきますので、是非申請いただければと存じます」

コールセンターが「15日は申請を受け付けない」など、誤った対応をしていることについて、全商連として中小企業庁に是正を要求しました。

大雪で被害

正月から降り積もった雪でカーポートや車、軒先が壊れているところがあります。民商で使っている車のリアワイパーも雪の重さであらぬ方向に折れていました。また大雪や雪下ろしで庭木がかなり折れており、庭木が悲惨な状況になっているだろうと造園業の会員さんは述べていました。

大雪で道幅が狭くなり、車の道の譲り合いで大喧嘩があったと役員さんから聞きました。



豪雪・突風被害の見舞金について

新商連より豪雪・突風で実質被害があった会員さんに5,000円のお見舞金を出すことになりました。実質被害があった会員さんは民商役員・事務局に連絡をください。（被災会員名・被災住所・具体的な被災状況が必要です）

事務局よりお知らせ

大雪が降ると事務局は外で除雪作業を行っております。（運動不足解消の為）

大雪で電話に出ないときは事務所の駐車場で除雪をしていると思ってください。

労働保険事務局より

労働保険3期分の納入・口座振替日は左記のとおりです。

- 現金納入は1月29日まで
- 口座振替は2月1日



年末調整・納付等について

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付は**1月20日まで**（納期特例の場合）です。

法定調書・給与支払報告書等は1月31日までに、管轄の税務署、市町村に提出をしましょう。